

青梅市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市空家等対策の推進に関する条例（令和4年条例第30号）

改正後	現行	備考
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 管理不全空家等 空家等のうち、法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>(3)～(8) 略</u></p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 空家等の所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるとともに、<u>前条第1項の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第9条 青梅市長（以下「市長」という。）は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</u></p> <p>2および3 略</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、<u>第14条第1項に規定する特定空家等の認定および第15条第1項に規定する特定空家等に対する措置に関し、必要な限度において、法第9条第3項から同条第5項までの定めるところにより、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、またはその職員もしくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(7) 略</u></p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 空家等の所有者等は、空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるものとする</p> <p>_____。</p> <p>3 略</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第9条 青梅市長（以下「市長」という。）は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、<u>法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）を定めるものとする。</u></p> <p>2および3 略</p> <p>(立入調査等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 市長は、<u>第12条第1項に規定する特定空家等の認定および第13条第1項に規定する特定空家等に対する措置に関し、必要な限度において、法第9条第3項から同条第5項までの定めるところにより、当該職員または</u> _____その委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査</p>	

(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。

(管理不全空家等の認定)

第12条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、管理不全空家等と認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定を行うための基準を規則で定める。

(管理不全空家等に対する措置)

第13条 市長は、管理不全空家等の所有者等に対し、指導および勧告にかかる対応をしようとするときは、法第13条各項の定めるところにより行うものとする。

2 市長は、前項に規定する勧告をする場合、あらかじめ、その勧告をしようとする者に対し、規則で定める手続により、意見を述べる機会を与えるものとする。

第14条 略

(特定空家等に対する措置)

第15条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、助言、指導、勧告、命令および代執行をしようとするときは、法第22条各項の定めるところにより行うものとする。

2 略

第16条 略

(緊急安全措置)

第17条 略

2～4 略

5 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その内容を第19条に規定する青梅市空家等対策審議会に報告するものとする。

第18条 略

(以下「立入調査」という。)を行わせることができる。

第12条 略

(特定空家等に対する措置)

第13条 市長は、特定空家等の所有者等に対し、助言、指導、勧告、命令および代執行をしようとするときは、法第14条各項の定めるところにより行うものとする。

2 略

第14条 略

(緊急安全措置)

第15条 略

2～4 略

5 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その内容を第18条に規定する青梅市空家等対策審議会に報告するものとする。

第16条 略

(相続人の不存おおよび不在者への対応)

<p>(青梅市空家等対策審議会)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>管理不全空家等または特定空家等の認定に関する事項</u></p> <p>(3) <u>管理不全空家等の所有者等に対する指導、勧告その他管理不全空家等に対する措置に関する事項</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する重要な事項</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第20条 略</p>	<p>第17条 市長は、空家等の相続人が明らかでない場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該空家等について、民法第952条第1項に規定する相続財産の清算人の選任に必要な手続をとるものとする。</p> <p>2 市長は、空家等の相続人の全部または一部が民法第25条第1項に規定する不在者である場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該空家等について、同項に規定する財産の管理人の選任に必要な手続をとるものとする。</p> <p>3 市長は、前2項の規定により発生した費用について、当該清算人または管理人に対し、その償還を請求することができる。</p> <p>(青梅市空家等対策審議会)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____ <u>特定空家等の認定に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する重要な事項</u></p> <p>3～5 略</p> <p>第19条 略</p>	
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>		